

豊富町ふるさと応援寄附返礼品募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税を活用し、当町の取組を応援するふるさと納税の寄附者（以下「寄附者」という。）を増やし、当町の魅力を発信するとともに地元特産品等のPR、販売促進及び地域産業の活性化等の相乗効果を図るため、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品」という。）を提供する返礼品の提供を希望する者（以下「希望者」という。）及び返礼品を募集することについて必要な事項を定めるものとする。

(応募の要件)

第2条 希望者は、原則として次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 法人、団体又は個人であること。
 - (2) 生産、製造及び販売に関する法令等を遵守していること。
 - (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
 - (4) 町税等の滞納がないこと。
- 2 前項第4号に該当しない希望者のうち、別に定める基準等の要件を満たしたときは、同号の要件に該当するとみなすものとする。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、原則として次の全ての要件を満たしている商品又はサービスでなければならない。

- (1) 町内で生産、製造、加工若しくはサービスの提供がされているものであること。
- (2) 町内で栽培、採取若しくは育成された原材料を使用しているものであること。
- (3) 当町の魅力の発信につながる要素を持つものであること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、数量限定又は期間限定で供給可能なものについては、申込み時に提示された数量又は期間で安定供給が見込めること。
- (5) 総務省が定める地場産品基準(平成31年総務省告示第179号)に適合するものであること。
- (6) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。

(応募方法)

第4条 豊富町ふるさと納税返礼品募集要領に基づき応募する希望者は、豊富町ふるさと納税返礼品申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(返礼品の決定)

第5条 町長は、希望者から前条の申込書が提出された場合は、第2条及び第3条に定める要件に基づき、審査し、返礼品として登録することを決定した場合は、豊富町ふるさと納税返礼品決定通知書（様式第2号）により通知するも

のとする。

- 2 前項の決定を受けた希望者は、次に掲げる項を遵守しなければならない。
 - (1) 返礼品の品質管理、在庫管理及び発送について関係法令及び本町の条例を遵守し、責任を持って行うこと。
 - (2) 返礼品に係る苦情や事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応し、速やかに報告を行うこと。この場合、補償や苦情対応について、豊富町は一切の責任を負わないものとする。
 - (3) 登録した内容に変更が生じたときは、速やかに町に連絡すること。
 - (4) 反社会的勢力と取引や関与がないこと。
 - (5) 町が寄附者への対応強化を図るために行う指導、助言を受けた場合は、遅滞なく改善、対応するよう努めなければならない。
 - (6) 町が作成したもの（撮影素材を除くデザイン、アイデア、コンセプト及び当該著作物）は、無断使用・転載しないこと。
 - (7) 返礼品への御礼状等の同封を町が依頼した場合は、可能な限り対応すること。
 - (8) 返礼品の発送等に当たり、知り得た寄附者等の個人情報の取扱いについては、豊富町個人情報保護条例（平成15年4月1日豊富町条例第2号）及び関係法令を遵守し、返礼品の発送業務の目的以外には使用しないこと。
 - (9) 関係法令の改正等により返礼品の基準等に変更があった場合、その他町長が必要と認める場合は、その指示に従うこと。
 - (10) 登録を取り消された出品事業者に生じた損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

（個人情報の取扱）

第6条 豊富町ふるさと納税返礼品登録決定者（以下「登録決定者」という。）は、この事業による業務の遂行に係る、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守するものとし、寄附者の個人情報を返礼品の送付以外の目的で使用してはならない。

（登録の変更）

第7条 登録決定者は、登録内容について変更が生じた場合は、速やかに町長へ報告しなければならない。

（登録の取消等）

第8条 町長は、登録決定者が第2条及び第3条に定める要件に適しないと認めるとき、又は第5条第2項に定める事項を遵守しないときは、いつでもその登録を取り消すことができる。

- 2 登録決定者は、返礼品の登録の取消を希望するときは、速やかに町長へ報告しなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する